○財務省

二二　財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　三　五

二三　財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　三　五

二四　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレートについて関税定率法第八条第二十五項の規定により不当廉売関税を課する期間を延長することが決定した件　三　六

二五　電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件　三　24　二九

二六　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件　六　特11　一

二七　外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件の一部を改正する件　六　特11　二

二八―三五　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　28　一

三六―三七　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　28　八

三八―四〇　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九　28　九

四一　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　一〇　九

四二　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　29　六六

四三　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一〇　29　六七

四四―四五　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　29　六八

四六　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一〇　29　六九

四七―四八　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　29　七〇

四九　税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方を公表する件の一部を改正する件　一七　三

五〇　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二四　38　一九

○財務省、農林水産省

四　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　35　一

五　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　35　二

六　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　35　二

○財務省、経済産業省

一　株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示　一三　30　一

○文部科学省

四　登録記念物の登録を抹消する件　九　一

五　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　一七　34　五

六　文化財を登録有形文化財に登録する件　二七　39　一八

七　登録有形文化財の登録を抹消する件　二七　39　二一

八　大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示　二八　40　五五

九　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件　二八　40　五七

○厚生労働省

二六　障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体を登録した件　一　四

二七　都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件　六　25　一四

二八　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件　一四　31　一

二九　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　一五　六

三〇　医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令附則第三条第一項に規定する厚生労働大臣が定めるもの　一五　六